

自衛隊茨城地方協力本部 仕様書		
件 名	仕 様 書 番 号	8
WE B等広告配信役務	作 成 年 月 日	令和5年5月16日
	自衛隊茨城地方協力本部募集課	
1 総 則		
(1) 適用範囲		
この仕様書は、茨城地方協力本部（以下「官側」という。）において実施する位置情報を用いたWE B等広告配信について規定する。		
(2) 用語及び定義		
この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。		
ア 地点情報		
契約相手方の保有している業種・事業所名・住所・電話番号のことをいう。この地点情報は毎月更新されているものでなければならない。また検索機能を有しているもの。		
イ 位置情報データ		
契約相手方がGPSで取得したスマートフォンの位置情報のことをいう。		
(3) 引用文書		
この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。		
ア 仕様書		
GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書		
2 一般事項		
(1) 契約の相手方は、この仕様書について疑義を生じた場合、契約担当官等と協議の上、その指示を受けるものとする。		
(2) 本役務履行に際し、本仕様書に明記なき事項についても施工上当然処置すべき事項は、契約相手方の負担において実施するものとする。また軽微な変更が生じた場合は、その都度官側と協議を行うものとする。その際請負金額及び工期等の変更は行わないものとする。		
3 広告配信の内容		
(1) 目 的		
位置情報を用いたWE B等広告配信を通じ任意の対象者へ官側の HP へ誘導するバナー等を配信し自衛官の募集につなげる。		
(2) 自衛官募集広告バナー等（以下「広告バナー等」という。）の作成。細部内容は調達要領指定書による。		
(3) 官側の要求に応じた対象者へ広告バナー等を配信。細部内容は調達要領指定書による。		
(4) 配信に関する条件		
ア 官側の要求する任意の地点情報をリスト化できる。		
イ リスト化した全ての事業者への広告使用許諾を自社で行っている。		
ウ 位置情報データの取得許諾を全受信対象者から得ている。		

エ 位置情報データについて個人が特定できない仕様になっている。

オ 位置情報データを元に情報収集・分析が出来る。

(5) 配信期間

令和5年7月1日～令和5年9月30日

4 監督・検査

(1) 監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

(2) 規定クリック数を消化後、配信レポートの提出をもって役務の完了とする。

5 秘密保全

契約相手方は、この契約の履行に当たり直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、別途利用、その他への公表などは官側の許可を得ずに行ってはならない。またこの契約終了後も同様とする。